

雨水処理設備等の実施計画変更（補足説明資料） 変更内容に対するコメント回答

2016年12月9日

東京電力ホールディングス株式会社

1. 堰のかさ上げに関する方針について

■ 添付資料－4（抜粋）

雨水処理設備等の具体的な安全確保策

一方、雨水処理設備等で使用するタンクは処理プロセス内のタンクであり、散水するまでに一時的に使用することから、タンク堰高さは、設置済のタンクについては0.2m以上確保することとし、今後は施工性を考慮し全てのタンクについて運用管理に支障のない範囲で可能な限り高さを確保する。設置済のタンクについて、~~堰のかさ上げは平成27年度内に実施することとする。鉄板の堰については、鉄板の継ぎ目を全溶接することとする。また、~~は、運用管理に支障のない範囲で、順次可能な限り堰のかさ上げを実施すると共に、~~施工にあたっては、~~堰内に伸縮性の高いシーリング材を塗装する。

【堰のかさ上げに関する現状と今後の方針】

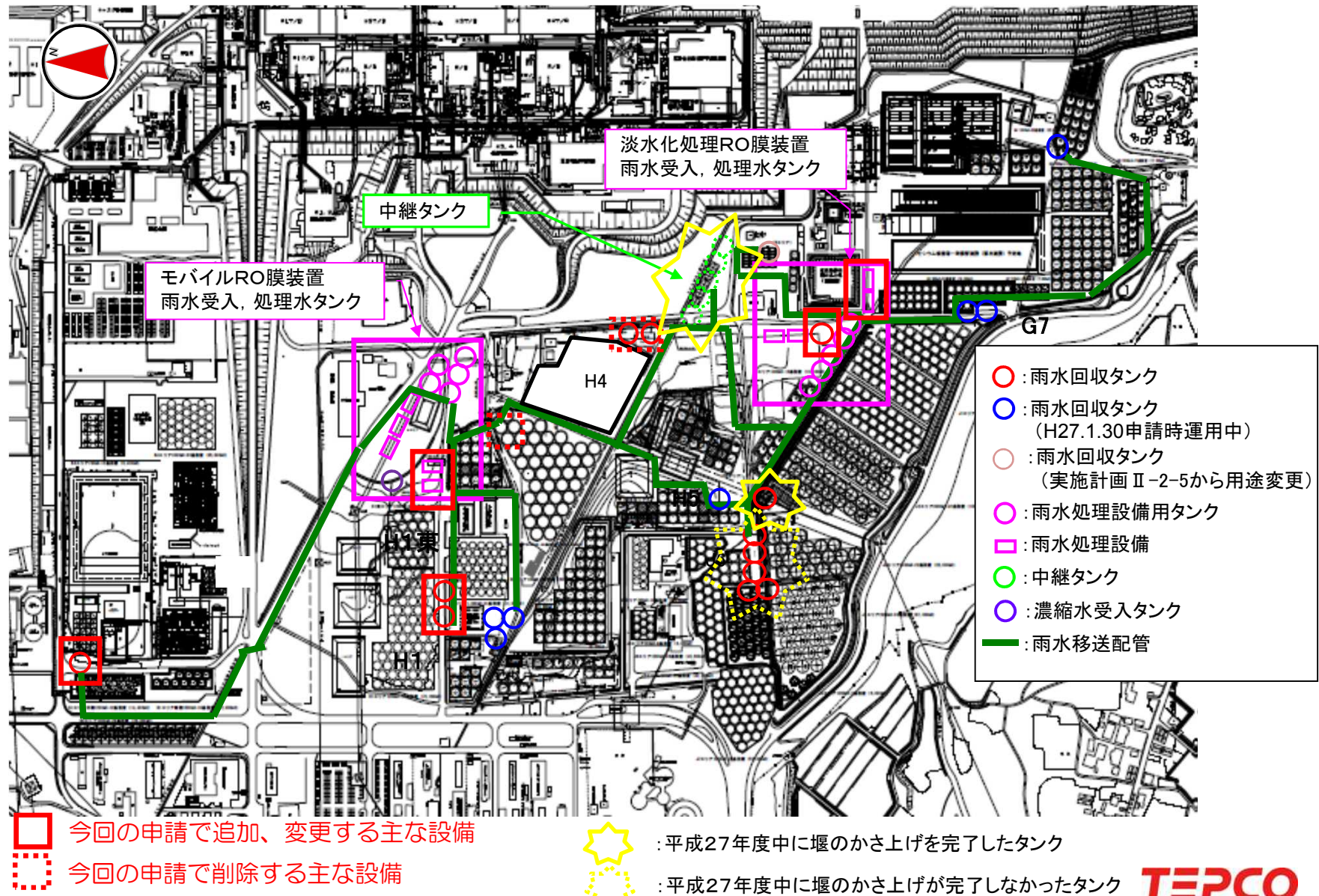
実施計画記載の平成27年度内に堰のかさ上げを実施することとしていた設置済のタンクとは、認可当時に設置済、もしくは設置中であった中継タンク5基、雨水回収タンク6基であり、そのうちの中継タンク5基、雨水回収タンク1基については平成27年度中に堰のかさ上げを実施済み。

※認可当時に既に運用を開始しているタンク、もしくは直後に運用を開始する必要があったタンクについては、当該タンクのリプレイスに合わせて堰のかさ上げを計画することとしていた。

周辺設備との作業干渉で、平成27年度中に堰のかさ上げを実施できなかったタンクについては、優先的にフランジ型タンクから溶接型タンクへのリプレイスを実施する方針であり、これに合わせて運用管理に支障の無い範囲（堰外より堰内を目視確認可能であること、堰内へ出入りが容易なこと等を考慮し、1m程度の高さ）で堰のかさ上げを実施することとする。

リプレイスが完了するまでの間は、パトロールにて漏えい確認を行いながら、現状の堰高さにて運用を継続する。

【参考】堰のかさ上げの実施状況について



2. 先行運用完了時期について

■ 添付資料－6（抜粋）

雨水処理設備等の先行運用について

雨水の溢水，汚染水タンク漏えい検知性の低下，タンク漏えい時の堰からの溢水等のリスクを低減するため，雨水処理設備等の設備が完成するまでの間（~~平成28年内目途~~）は，その一部および一時的な設備を用いた運用（以下，「先行運用」という）を行うこととする。

【先行運用完了時期の削除理由】

認可済の設備範囲は前回実施計画申請時点（H27.1）でタンク建設が計画済であったK2エリアまでを考慮して設備設計をしており、この設備について先行運用期間（平成28年内目途）の期限を記載している。K2エリア以降もタンクの新設、リプレイスを継続しており、今後も継続する限りは雨水処理設備等の完成時期は延伸していく。この実態を鑑みて、期限については削除した。

なお、当初計画していたK2エリアまでの本格運用（PE管化）については、昨年度の耐圧ホースからの漏えいを受けたホースの是正や豪雨対応もあり、遅れが生じているものの、平成29年7月までに設置が完了する予定。

ただし、至近でリプレイスを計画しているエリア（B、H3、H5、H6）の雨水回収タンク廻りの移送ラインの本設化については、リプレイスの進捗に合わせて設計を実施し、施工をする計画である。

3. 評価結果の誤りについて

■ 計算諸元の誤りについて

これまでの雨水タンクに関する評価の中で、機器重量、板厚、継手効率といった諸元に誤りがあった。

原因：

これまで、初回申請時（平成24年1月）、第1回変更申請時（平成25年1月）と社内マニュアルに従い、読み合わせチェックシートを作成し誤記チェックは実施していたものの、当時の担当者の認識不足でエビデンスの確認までのダブルチェックは実施していなかった。

再発防止対策：

社内マニュアルについて、再確認するとともに、今回の誤りを踏まえて、エビデンスまで含めてダブルチェックを行うこととする。